

2014年 8月 28日

中国電力株式会社

代表取締役社長 荻田 知英 様

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

Tel 082-962-6281 Fax 082-962-6182

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

理事長 吉 富 啓 一 郎

申 入 書

謹啓 時下益々ご清栄のことと存じます。

当法人は、消費者契約に関する調査・研究・救済・支援・啓発事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とし、消費者・消費生活相談員・学者・弁護士・司法書士・行政書士らで構成している NPO 法人で、2008 年（平成 20 年）1 月 29 日に内閣総理大臣から消費者契約法第 13 条の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の概要及び活動はホームページ(<http://www.shohinet-h.or.jp/>)に掲載していますので、ご参照ください。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れいたします。

つきましては、本書面到達後 1 ヶ月以内に、本申入れに対する貴社のご対応について、文書にて当法人までお知らせください。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯、内容等につきましては、消費者被害防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴社の電気供給約款「Ⅲ 契約種別の料金」の「15 料金」等に規定する早収料金及び遅収料金につき、消費者契約法第9条第2号の規定に適合するよう改定することを求めます。

第2 申入れの理由

1 貴社の電気供給約款の内容

- (1) 貴社の電気供給約款（以下、「約款」といいます。）は、貴社が、一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めるものです。この約款は、電気事業法第19条第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受けたものであり、中国地方で最大手であり、ほぼ独占企業である貴社の供給区域内において、電気供給を必要とするほとんどの電気使用者に対して適用されるものです。
- (2) 約款では、電気料金の支払期限は、原則検針日の翌日から50日以内と定められています（約款29（2））。この支払期限までに電気料金を支払わなければ、電気の供給が停止されることとなります（約款36（2）イ）。
- (3) また、この支払期限とは別に、原則検針日の翌日から20日以内を早収期間と定め（約款15（3）、約款29）、早収期間内に電気料金を支払った場合には「早収料金」が適用されます。（約款15）
- (4) これに対し、早収期間内に電気料金を支払わなかった場合には、電気の利用者は、早収料金にその3パーセントの「遅収精算金」を加えた「遅収料金」の支払いを強制され（約款15（2））、「遅収料金」と「早収料金」の差額分である「遅収精算金」は、原則として翌月の電気料金に加算し、一括して徴収される扱いとなっています。（約款30（4））

2 消費者契約法

- (1) 貴社と契約する電気使用者の多くは消費者契約法の消費者に該当することは言うまでもありません。消費者契約法第9条第2項の規定によれば、年利14.6%を超える遅延損害金等を定める条項は、その超える部分について無効となります。
- (2) 約款が、電気事業法による経済産業省の認可を受けていたとしても、消費者契約法第8条から第10条に定める不当条項に該当すれば、その条項が無効となることは変わりません。

3 早収料金・遅収料金について

- (1) 早収料金・遅収料金制度は、昭和24年から始まりました。当時は遅収料金が正規の電気料金として定められ、早期に支払った場合の割引制度として、早収料金が定められていましたが、昭和49年に早収料金が正規の電気料金となり、遅収料金は割増料金と変わりました。

(2)「遅収料金」は、約款においても「早収料金の3パーセントを加えたもの」と定められています。

また、電気使用者は、契約時や電気料金支払時に「早収料金」と「遅収料金」とのどちらかを選択しているものではありません。「早収料金」と「遅収料金」のどちらが適用されるかは、毎月の電気料金を早収期間内に支払ったか、あるいは早収期間を超過して支払ったかによって決まります。

(3) 従って、貴社が用いる名称に関わらず、「早収期間の最終日」が消費者契約法第9条第2項に定める支払期日であり、また、「遅収料金」と「早収料金」との差額分は、いわゆる遅延損害金に該当することは明らかです。

(4) 電気使用者が、早収期間の最終日の翌日（すなわち、1日遅れ）で電気料金を支払った場合に、この遅収精算金を年利率に換算すると、1095パーセントもの遅延損害金に該当します。

この年利率は日数の経過とともに低下していきませんが、消費者契約法第9条第2項に定める年利率14.6%以下に収まるのは、検針日の翌日から95日を経過した時となります。

これは、早収期間はおろか、貴社が定める支払期限（検針日から50日）すら超えることとなります。したがって、早収期間を経過し、電気供給停止を避けたい場合には、消費者契約法に定める利率を超える不当に高利な遅延損害金を支払わなければならないことになります。

4 結論

(1) 以上のとおり、「早収料金」に加算される「遅収精算金」は早収期間に料金を支払わなかったことに対する遅延損害金に該当し、早収料金に対して年利率14.6%を超えるものです。

よって、消費者契約法第9条第2項により、年利率14.6%を超える部分は無効と考えられますので、これを改定することを求めます。

(2) なお、東京電力において2000年10月より「早収料金・遅収料金制度」から、「年利10%の遅延損害金制度」に変更したことを皮切りに、他の国内大手電力会社でも次々に、「年利10%の遅延損害金制度」に変更しています。

国内大手電力会社のうち、現在も「早収料金・遅収料金制度」を採用しているのは、貴社のほかは、北陸電力と沖縄電力のみです。

(3) この度、電力小売りを全面自由化とする改正電気事業法が成立し、2016年には、家庭でも電力会社を選べるようになります。消費者の利益を不当に害することとならないよう、ご検討をお願いします。

以上